

テーマ自由枠(仮称)の設置について(案)

■ E T V 事業の概要

- 本事業は、先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関（実証機関）が客観的に実証し、その結果を環境省ウェブサイト等で公表することで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的としている。
- これまでは、実証試験要領を効率的に確立し、実証試験手数料を一定の水準に抑えるため、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて対象とする技術分野を設定し、分野ごとに対象技術を募集するスキームで実施してきた。
- 技術分野の設定は、「既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術分野（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等が実施されているものの、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。）」を 1 つの要件としている。なお、既存の他の制度としては、新たな技術開発やモデル実証を目的とした国等の事業や、各種財団などが実施する第三者認証を目的とした事業などがある。
- また、環境技術実証事業の継続的な実施の中で、実証技術分野見直し検討小委員会や実証機関への問い合わせなどにおいて、新たに対象とする技術について提案が上がるなど、これまでも新たな技術分野の創設や、既存の各技術分野における対象技術分野の拡充などを進めてきている。

■ 国際標準化や各種ニーズに対応した E T V 事業への拡張

- 平成 25 年 2 月から I S O において、標準化に向けた検討が進められており、国際連携に向けて、E T V 主要国との間で I S O - E T V を有効に機能し得るものとするとともに、実証申請の間口を拡大し、幅広い実証ニーズに対応することが求められている。
- また、新たな実証対象とする技術のニーズが見込める中で、特定の対象技術分野を定めずに広く実証対象技術を募集（以下、「テーマ自由枠」とする。）することが求められる。

■テーマ自由枠が対象とする技術

- 本事業の目的と技術分野の設定の考え方を踏まえると、テーマ自由枠が対象とする技術は以下の2つが想定される。

- ①新しく技術開発されたものや、その技術を有する企業等が少ないなどの理由のため、既存の他の制度及び本事業の既存技術分野の対象となっていない技術

- ②技術単体の性能に関する実証を目的とせず、社会システムとしての導入による効果を第三者実証することを目的とした技術

- ※テーマ自由枠の対象とするか調整中

- ①に該当する技術をテーマ自由枠の対象とする場合に想定される課題は、以下のとおり。

- ・既存の他の制度を運用している機関との調整・連携。
 - ・既存の他の制度を運用している機関にとって、E T V事業と連携するメリット・付加価値の把握。

- ②に該当する技術をテーマ自由枠の対象とする場合に想定される課題は、以下のとおり。

- ・社会システムを実証できる仕組みの検討と実証機関の確保。

■テーマ自由枠を利用する申請者等に期待されるメリット

- 申請者が、既存の他の制度や本事業の既存技術分野に該当しない技術の実証を第三者に依頼する際の受け皿となることで、第三者機関の客観的な実証が受けられること

- 既存の他の制度を運用している各種機関などが実施している事業のうち、新たな技術に関して認証のための方法論などを確立する必要が生じた際に、テーマ自由枠を活用することで、申請者及び各種機関の費用負担の軽減が期待されること

- 技術単体の性能ではなく社会システムとしての導入効果に関する第三者実証を目的とする申請者等が、テーマ自由枠を活用することで、社会システムとしての導入による効果の第三者機関の客観的な実証が受けられること

■テーマ自由枠の対象となる可能性がある技術

- テーマ自由枠への申請が期待される技術（分野に関係なく新しい技術は除く）は、以下のとおりである。

分野	概要	備考
測定関連技術	各種物質などの測定やモニタリングに関連する新たな技術（将来的には計量法に基づく認証等を取得する可能性がある技術）や、計量法に準拠しない簡易な測定技術 <対象物質等（例）> ・化学物質（エアロゾル、アスベストなど） ・動植物 など	・測定技術は、第三者認証が必要な技術と言えるため、技術導入の初期段階のみ対象とならざるをえない
リサイクル・リユース関連技術	特定の製品などに関するリサイクルやリユースに関連する技術 <想定される技術（例）> ・スラグ再利用 ・ウォーターリサイクル工法 ・使用済み紙おむつ再利用 など	・技術単体の実証に該当するものと、社会システムとしての実証に該当するものが想定される
運転・制御関連技術	照明や空調に関する運転・制御に関連する技術 <想定される技術（例）> ・換気量自動制御 ・人感センサー ・自動制御ブラインド など	・運転・制御に関する技術は、運転条件などにより、省エネ効果などの結果に差異が出ることが想定される（実証に要する期間を長く取る必要がある） ・将来的には、省エネ法の対象技術に含まれる可能性もある
社会システム ※テーマ自由枠の対象とするか調整中	バイオマス資源の利活用や、水素サプライチェーンの構築などエネルギーの需給に関連する技術や、資源循環に関連する技術 <想定される社会システム（例）> ・バイオマス利活用 ・水素サプライチェーン など	・社会システムに関する技術は、地域性・運転条件などにより、省エネ効果などの結果に差異が出ることが想定される（実証に要する期間を長く取る必要がある）

- なお、上記技術は、これまでのアンケートや関係者ヒアリング、委員会などにより指摘された内容から整理したものであり、社会システムに該当する技術の取り扱いについては、分野見直し小委員会で調整中である。テーマ自由枠の募集開始前に、申請の可能性等について、関係者へのヒアリング等を実施することが望ましい。

■テーマ自由枠の事業スキーム

<テーマ自由枠の考え方>

- 予め対象技術分野を定めて実施してきたこれまでの事業スキームは、事業の継続性という面と、実証試験までの手続きに要する期間を比較的短時間に抑えることができるメリットがある。
- しかし、予め技術対象分野を定めることにより、実証ニーズを拾いきれていないという課題もある。
- そこで、既存の事業スキームを踏まえ、特定の対象技術分野を定めずに広く実証対象技術を募集する「テーマ自由枠」を新たに設け、実証試験要領の要件に合致する技術について実証試験を行う事業スキームを追加することとする。
- 「テーマ自由枠」に申請された技術については、実証運営機関による審査及び実証機関との協議、環境省による承認を踏まえ、実証試験要領の要件に合致するかどうかを判断した上で、既存対象技術分野に該当しない技術については「新たな特定技術実証」を創設し実証機関を公募・選定した上で実証試験を行うものとする。既存対象技術分野の実証機関で実証可能な技術（既存技術分野と関係性のある技術）については「既存対象技術分野の拡充」として実証試験を行うものとする。
- 「テーマ自由枠」に申請され「新たな特定技術実証」の対象となった技術は、実証機関の公募・選定、実証方法の検討など、実証試験の開始までに時間を要することから、実証申請者から実証試験に要する日数や季節影響などの要件の提案を受け、短期間で実証可能な技術（実証試験方法の決定後 2 ヶ月程度の期間で実施可能な技術）については単年度の実施、実証に期間を要する技術については、翌年度からの実証とする複数年度の実施を想定するものとする。
- 「新たな特定技術実証」で実証する技術については、国負担体制での実施とする。
- また、「既存対象技術分野の拡充」で実証する技術については手数料徴収体制での実施となることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとする。

< 「テーマ自由枠」の申請スキーム（案） >

既存のスキームを踏まえ、実証申請者が自由に対象技術を設定し申請することができる「テーマ自由枠」の申請スキームについて以下に示す。

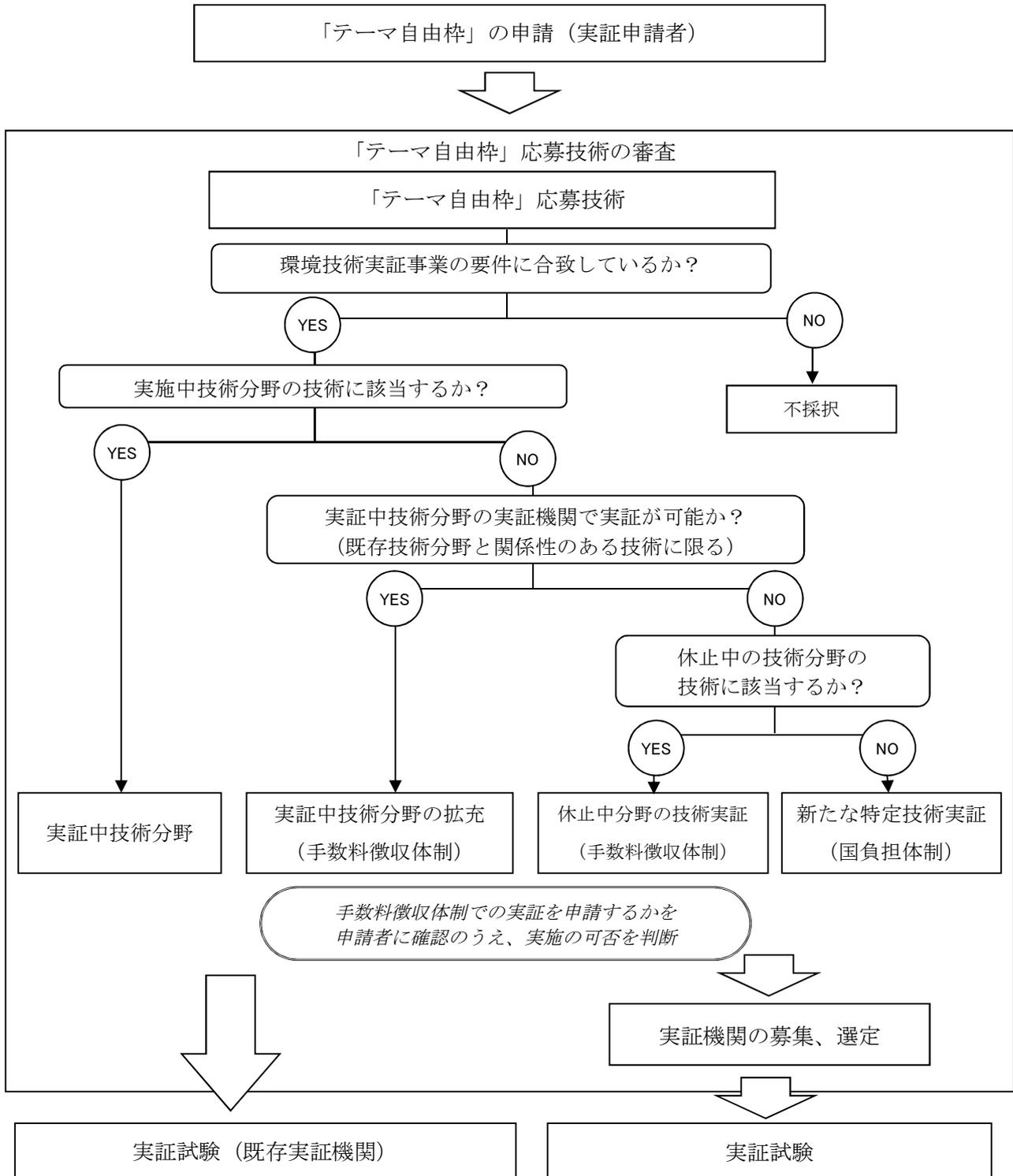


図 「テーマ自由枠」の申請スキーム

<具体的な手続きと各主体の役割分担イメージ（案）>

- 技術分野の実証機関について
- 技術分野の実証機関の選定
 - ・ 従来どおり、実証運営機関が募集し、選定する。
- 実証の申請について
- 実施中技術分野の実証申請者の申請
 - ・ 従来どおり、各実証機関が受け付ける。
 - ・ 実証の申請は、従来どおりとする。

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請時に提出すべき内容は、実証機関が実証対象技術の選定に際し、対象技術の妥当性及び実証試験実施の可能性を判断するために最低限必要な情報であり、具体的には、主に以下に示す項目とする。「実証申請書フォーム」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証機関に対し申請を行うものとする。

なお、実証試験要領が改定され、その試験条件等が変更された場合は、過去に実証試験を受けた技術・製品について、再度実証申請を行うことも可能である。

- 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- 技術の原理・製品データ
- 技術の特徴・長所・セールスポイント
- 計測器等の設置状況、仕様、精度
- 自社による試験結果（性能の自主公表値）
- 技術仕様
- コスト概算
- 開発状況・納入実績
- 技術の先進性について
- 水質及び周辺環境への影響について
- その他（特記すべき事項、実証機関が要求する事項等）
- 〈書類〉構成機器の仕様、計測器の仕様・精度、設備構成図等、実証対象製品及び計測器の内容が把握可能なもの
- 〈書類〉施工マニュアル

○ 「テーマ自由枠」の申請

- ・ 特定の技術分野を定めずに広く実証技術を募集する。
- ・ 募集期間は、技術分野の募集と同時期とする。
- ・ 募集は、実証運営機関が受け付ける。
- ・ 募集期間は、1ヵ月半程度（4月末から6月上旬を想定）とする。

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請時に提出すべき内容は、実証運営機関が実証対象技術の選定に際し、対象技術の妥当性及び実証試験実施の可能性を判断するために最低限必要な情報であり、具体的には、主に以下に示す項目とする。「実証申請書フォーム」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証運営機関に対し申請を行うものとする。

- 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- 技術の原理・製品データ
- 技術の特徴・長所・セールスポイント
- 計測器等の設置状況、仕様、精度
- 自社による試験方法及び結果（性能の自主公表値と根拠）
- 技術仕様
- コスト概算
- 開発状況・納入実績
- 技術の先進性について
- 水質及び周辺環境への影響について
- その他（特記すべき事項、実証機関が要求する事項等）
- 〈書類〉構成機器の仕様、計測器の仕様・精度、設備構成図等、実証対象製品及び計測器の内容が把握可能なもの
- 〈書類〉施工マニュアル

□ 申請技術の審査方法について

○ 実施中技術分野に申請された技術の審査

- ・ 従来どおり、各実証機関が審査する。
- ・ 対象技術の選定の観点は、従来どおりとする。

(1) 形式的要件

- ① 申請技術が、対象技術分野に該当するか
- ② 申請内容に不備は無いか

- ③ 商業化段階にある技術か
- ④ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか（国負担体制の分野に限る）

（２）実証可能性

- ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ② 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ③ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る）

（３）環境保全効果等

- ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- ② 副次的な環境問題等が生じないか
- ③ 環境保全効果が見込めるか
- ④ 先進的な技術であるか

○ 「テーマ自由枠」に申請された技術の審査

- ・分野見直し小委員会の指導の下、実証運営機関が審査し、必要に応じて、各実証機関と協議する。

< 1段階目：環境技術実証事業の要件確認 >

- ・環境技術実証事業の要件に合致しているかどうかを審査し、要件に合致していない技術は不採択とし、申請事業者に通知する。
- ・環境技術実証事業の要件は、実施中技術分野の対象技術の選定の観点と同等とし、実証項目・方法の提案を求めるものとする。

（１）形式的要件

- ① 申請内容に不備は無いか
- ② 商業化段階にある技術か
- ③ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか

（２）実証可能性

- ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ② 実証項目・方法が提案されているか
- ③ 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ④ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る）

（３）環境保全効果等

- ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- ② 副次的な環境問題等が生じないか
- ③ 環境保全効果が見込めるか
- ④ 先進的な技術であるか

< 2段階目：実施中技術分野の該当有無の確認 >

- ・環境技術実証事業の要件に合致していることを確認した技術は、実施中技術分野の技術に該当するかどうかを審査する。
 - ・該当することを確認した技術は、実施中技術分野の実証機関が受け付けている技術と同様に取り扱うこととする。

< 3段階目：実施中技術分野の実証機関での実証可否の確認 >

- ・実施中技術分野に該当しないことを確認した技術は、実施中技術分野の実証機関で実証可能かどうかを審査する。
 - ・実施中技術分野の実証機関で実証可能であることを確認した技術は、「実施中技術分野の拡充」として取り扱うこととする。
 - ・「実施中技術分野の拡充」に該当する技術は、手数料徴収体制により実施する。
 - ・なお、実証の実施の可否については、環境省及び実証運営機関、実証機関が協議の上、決定する

< 4段階目：休止中技術分野の該当有無の確認 >

- ・実施中技術分野の実証機関で実証ができないことを確認した技術は、休止中技術分野に該当するかを確認する。
 - ・休止中技術分野に該当することを確認した技術は、「休止中分野の技術実証」として取り扱うこととする。
 - ・「休止中分野の技術実証」に該当する技術は、手数料徴収体制により実施する。
- ・休止中技術分野に該当しないことを確認した技術は、「新たな特定技術実証」として取り扱うこととし、国負担体制により実施する。

□ 技術の実証について

○ 実施中技術分野の実証試験

- ・従来どおり、各実証機関が技術ごとに実証試験計画を策定し、実証する。

○ 「実施中技術分野の拡充」の実証試験

- ・実証機関が技術ごとに既存の実証試験計画の見直しを行い、実証する。
- ・なお、「実施中技術分野の拡充」に該当する実証試験は、手数料徴収体制での実施となることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施する。

- 「休止中分野の技術実証」の実証試験
 - ・「休止中分野の技術実証」に伴う実証機関の選定方法は、従来どおりの実施要領に基づき、実証運営機関が実施し、環境省が契約を行う。
 - ・選定された実証機関が技術に応じた実証試験計画を策定し、実証する。
 - ・なお、「実施中技術分野の拡充」に該当する実証試験は、手数料徴収体制での実施となることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施する。

- 「新たな特定技術実証」の実証試験
 - ・「新たな特定技術実証」に伴う実証機関の選定方法は、従来どおりの実施要領に基づき、実証運営機関が実施し、環境省が契約を行う。
 - ・選定された実証機関が技術に応じた実証試験計画を策定し、実証する。

- 分野見直し小委員会、実証運営機関及び実証機関から分野拡充や見直しの取り扱いについて

- 「テーマ自由枠」の申請スキームに基づき創設される「新たな特定技術実証」は、従来、実施している「各技術分野における分野拡充の検討」と「分野見直し小委員会における技術分野の見直し」と同時並行で検討されることとなるため、「テーマ自由枠」応募の実施主体である実証運営機関と分野拡充や見直しを提案する実証機関の間で継続的なコミュニケーション（例：実証運営機関が各技術分野の技術実証検討会に可能な限り出席、実証運営機関⇄実証機関間の通知の取り交わし）を行うことにより、対応する。

- 分野見直し小委員会及び実証運営機関の責務について

- 実証運営機関及び分野見直し小委員会が責を負うのは、「テーマ自由枠」の募集、「新たな特定技術実証」の創設の提案とその実証機関の募集とする。

<運用スケジュール（案）>

申請スキームと具体的な手続きを踏まえた運用スケジュール（案）を以下に示す。

